

平成十八年十月二十五日提出
質問第一一九号

「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問主意書

提出者
江田憲司

「ホワイトハウス型の官邸」に関する質問主意書

安倍政権は、「ホワイトハウス型官邸」を標榜して発足した。橋本政権当時、経済財政諮問会議の創設や首相補佐官制度の拡充、内閣法改正による首相の「基本方針発議権」の明確化等の「官邸機能の強化」を立案した者として、首相補佐官枠五名をはじめフル活用したこと等は率直に評価したい。ただ、その人事面での運用、今後の方向性等をめぐっては、各省大臣や既存の官邸スタッフとの関係等との二重行政、非効率性等の問題も生じうるので、以下質問する。

一 首相補佐官の活用等官邸機能の強化については、「米国のような大統領制ならともかく、我が国のような議院内閣制にはなじまない」との考えがあるが、これに対する反論如何。

二 日本の行政機構の最大の問題点は各省庁割拠による「縦割り行政」であり、本来、それを総合調整すべき国家の司令塔たる官邸にも、必要な組織や人員が十分整備されておらず、首相主導の足かせになってきた。そこで、二〇〇一年スタートした中央省庁再編では「官邸機能の強化」が図られ、経済財政諮問会議の設置や首相補佐官の増員等で官邸の内実を埋め、首相がリーダーシップを発揮する場合の「知恵袋」とされた。安倍内閣も、同様の認識で「ホワイトハウス型官邸」をめざしていると考えてよいか。

三 昨年成立した郵政民営化関連法は、所管の総務省ではなく内閣官房で作成され、内閣法第四条第二項に定める首相の「基本方針発議権」に基づき閣議に発議され、閣議決定されたと理解してよいか。また、首相のリーダーシップを発揮するため、これまでの、閣議にかける案件は事務次官会議の決定を経る必要があるという慣例、すなわちボトムアップ型の意思決定過程から、内閣の重要政策については「基本方針発議権」に基づくトップダウン型の意思決定過程を、安倍内閣としても踏襲していく決意はあるか。

四 各省庁大臣と首相補佐官との関係如何。二重行政、屋上屋との批判にどう反論するか。

五 より問題となるのは、既存の官邸ライン職員、特に事務の官房副長官、内政、外政、安全保障・危機管理担当の官房副長官補との関係と史料されるが、どう整理するのか。

六 「二重行政」「屋上屋」との批判を封じるためには、首相補佐官の権限と責任を明確にする必要がある。

① そのためには、補佐官を単なるスタッフ扱いではなく、各種政策課題毎に置かれた戦略会議（経済財政諮問会議、安全保障会議、教育再生会議等）の事務局長に任命、併任させることが考えられる。事務局長であれば、その下に官僚だけでなく外部人材を多数登用し、自前のスタッフを置くこともできる。

そうしてはじめて、首相の意向、しかも微妙なニュアンスまでくみ取って会議を切り盛りしていくことができるのである。山谷えり子補佐官は教育再生会議の事務局長に就任したが、こうした考えに基づくものか。同様に、小池百合子補佐官を安全保障会議の、根本匠補佐官を経済財政諮問会議の、それぞれの事務局長に任命する考えはあるか。

② 伝えられるところによると、首相補佐官の権限を強化する方向で法改正を検討することだが、その具体的な内容如何。

七 以上に加えて、安倍内閣として、首相のリーダーシップの強化、官邸機能の強化について、独自に検討している課題はあるか。あればその内容如何。

右質問する。